

改正

令和5年2月27日告示第60号

令和7年3月31日告示第117号

あづみの水結（みずゆい）登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、あづみの水結（みずゆい）として登録し、その活動に係る情報発信を行うことで、異業種・異分野同士の交流を促し、水を守る活動の輪を広げ、もって健全な水環境の創出に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あづみの水結（みずゆい） 市内で水、水文化等を守り、水の魅力を発信する個人又は団体として市長が認めるものをいう。
- (2) あづみの水結（みずゆい）活動 あづみの水結（みずゆい）が行う次に掲げる活動をいう。
 - ア 水環境の保全を目的とした活動
 - イ 市の地下水、湧水等水環境のPR活動
 - ウ その他市長が適当と認めた活動

（登録の条件）

第3条 あづみの水結（みずゆい）に登録できるものは、次に掲げる要件を全て満たす個人、法人その他団体等とする。

- (1) 市の水環境を学習しているもの
- (2) 市内で継続的な水環境の保全と活用を行っているもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員でないもの
- (4) 活動内容が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としないもの
- (5) 活動内容が、法令等又は公序良俗に反しないもの
- (6) 地下水採取者にあつては、安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例（平成25年安曇野市条例第6号）を遵守しているもの

（登録方法等）

第4条 あづみの水結（みずゆい）に登録を希望するもの（以下「申請者」という。）は、あづみの水結（みずゆい）登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申込書の内容を審査し、前条に規定された登録の条件を満たすと認めたときは、あづみの水結（みずゆい）に登録し、登録事項を登録台帳に整理保管す

るとともに、あづみの水結（みずゆい）登録証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者は、市長が別に定める電子申請方式により、申込みを行うことができる。

（提供用名簿の作成等）

第5条 市長は、前条第2項の規定によりあづみの水結（みずゆい）に登録したもの（以下「登録者」という。）の間で情報共有を図るために使用する提供用名簿を作成し、登録者に提供するものとする。

（登録事項の変更等）

第6条 登録者は、登録事項について変更があったときは、あづみの水結（みずゆい）登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 登録者は、登録の解除を希望するときは、あづみの水結（みずゆい）登録解除届出書（様式第4号）を市長に提出するとともに、あづみの水結登録証を返却するものとする。

3 前2項の規定による届出書の提出については、第4条第3項の規定を準用する。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

（1）登録者から申出があったとき。

（2）申込み内容に虚偽があったとき。

（3）登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

（4）前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、あづみの水結（みずゆい）登録取消通知書（様式第5号）により、登録を取り消されたものへ通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消されたものは、あづみの水結（みずゆい）登録証を市長に返却するものとする。

4 第1項の規定により登録を取り消した場合において、登録を取り消されたものに傷害が生じても、市はその損害の責めを負わない。

5 第1項第1号の申出については、第4条第3項の規定を準用する。

（庶務）

第8条 あづみの水結（みずゆい）の登録及び登録者間の連携に関する庶務は、市民生活部環境課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日告示第60号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のあづみの水結（みずゆい）登録制度実施要綱の規定により交付されているあづみの水結（みずゆい）登録証で現に効力を有するものは、この告示による改正後のあづみの水結（みずゆい）登録制度実施要綱の規定により交付されたあづみの水結（みずゆい）登録証とみなす。

附 則（令和7年3月31日告示第117号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のあづみの水結（みずゆい）登録制度実施要綱の規定により交付されているあづみの水結（みずゆい）登録証で現に効力を有するものは、この告示による改正後のあづみの水結（みずゆい）登録制度実施要綱の規定により交付されたあづみの水結（みずゆい）登録証とみなす。